

○国土交通省令第七十号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の十五第一項及び第二項（これらの規定を同法第五条の十八第二項において準用する場合を含む。）並びに第三項第五号、第五条の十六第一号及び第三号、第五条の十七（同法第五条の十八第二項及び第五条の十九第二項において準用する場合を含む。）、第五条の十九第一項、第五条の二十第一項、第五条の二十一第一項、第五条の二十四第一項第三号並びに第三十条第二項の規定に基づき、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第一百十号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章・第一章の二（略） 第一章の三 管理計画の認定等（第一条の八―第一条の二十六） 第一章の四 マンション管理士 第一節 マンション管理士試験（第一条の二十七―第二十四条） 第二節・第三節（略） 第二章 マンション管理業 第一節―第五節（略） 第三章―第五章（略） 附則 （マンション管理適正化支援法人として登録を受けることができる法人） 第一条の二 法第五条の四第一項の国土交通省令で定める法人は、マンションの管理の適正化の推進を図る活動を行うことを目的とする会社とする。 （登録の申請） 第一条の三 法第五条の四第一項の規定による登録（第三項及び第一条の七において「登録」という。）を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。 一・二（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一―三（略） 四 法第五条の五各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面	目次 第一章・第一章の二（略） 第一章の三 管理計画の認定等（第一条の八―第一条の二十四） 第一章の四 マンション管理士（第一条の二十五―第四十九条） 第一節 マンション管理士試験（第一条の二十五―第二十四条） 第二節・第三節（略） 第二章 マンション管理業（第五十条―第九十三条） 第一節―第五節（略） 第三章―第五章（略） 附則 （マンション管理適正化支援法人として登録を受けることができる法人） 第一条の二 法第五条の三第一項の国土交通省令で定める法人は、マンションの管理の適正化の推進を図る活動を行うことを目的とする会社とする。 （登録の申請） 第一条の三 法第五条の三第一項の規定による登録（第三項及び第一条の七において「登録」という。）を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。 一・二（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一―三（略） 四 法第五条の四各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面

五 法第五条の五各号に掲げる事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面

六〇八 (略)

3 (略)

(個人に関する情報の取扱い)

第一条の四 法第五条の四第一項第二号の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(名称等の変更)

第一条の五 支援法人は、法第五条の四第三項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

2 (略)

(支援法人に係る業務の休廃止の届出)

第一条の六 法第五条の八第一項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事等に提出しなければならない。

一〇四 (略)

(マンション管理適正化推進計画の作成等の提案)

第一条の七 法第五条の十三第一項の規定によりマンション管理適正化推進計画の作成又は変更の提案を行うおうとする支援法人は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に当該提案に係るマンション管理適正化推進計画の素案を添えて、これを当該支援法人の登録を行った都道府県知事等が統括する都道府県等に提出しなければならない。

五 法第五条の四各号に掲げる事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面

六〇八 (略)

3 (略)

(個人に関する情報の取扱い)

第一条の四 法第五条の三第一項第二号の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(名称等の変更)

第一条の五 支援法人は、法第五条の三第三項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

2 (略)

(支援法人に係る業務の休廃止の届出)

第一条の六 法第五条の七第一項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事等に提出しなければならない。

一〇四 (略)

(マンション管理適正化推進計画の作成等の提案)

第一条の七 法第五条の十二第一項の規定によりマンション管理適正化推進計画の作成又は変更の提案を行うおうとする支援法人は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に当該提案に係るマンション管理適正化推進計画の素案を添えて、これを当該支援法人の登録を行った都道府県知事等が統括する都道府県等に提出しなければならない。

(管理計画の認定の申請)

第一条の八 法第五条の十五第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号による申請書の正本及び副本に、それぞれの各号に掲げる書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならぬ。ただし、第十一号に掲げる書類を添える場合は、第一号から第十号までに掲げる書類のうち計画作成都道府県知事等が不要と認めるものを添えることを要しない。

一 当該申請の決議（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第十八条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による決議をいう。以下同じ。）をした集会（区分所有法第三十四条（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による集会をいう。以下同じ。）の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により規約（区分所有法第三十条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規約をいう。以下同じ。）で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該申請をすることを証する書類）

二 (略)

三 当該申請の日（以下この項において「申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書（当該直前の事業年度がない場合にあっては、申請日を含む事業年度における集会において決議された収支予算書）並びに当該直前の事業年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金の額を確認することができる書類

四 区分所有法第三条又は第六十五条に規定する団体が当該申請に係

(管理計画の認定の申請)

第一条の八 法第五条の十三第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号による申請書の正本及び副本に、それぞれの各号に掲げる書類その他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類（第一条の十七を除き、以下「添付書類」と総称する。）を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

一 当該認定の申請の決議（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下この項、第八十二条第一号及び第八十五条第二号において「区分所有法」という。）第十八条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による決議をいう。以下同じ。）をした集会（区分所有法第三十四条（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による集会をいう。以下同じ。）の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により規約（区分所有法第三十条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規約をいう。以下この項、第一条の十一、第四号及び第一条の十五、第四号において同じ。）で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該認定の申請をすることを証する書類）

二 (略)

三 申請の日（以下この項並びに第一条の十、第一号及び第二号において「申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書（当該直前の事業年度がない場合にあっては、申請日を含む事業年度における集会において決議された収支予算書）並びに当該直前の事業年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金の額を確認することができる書類

四 区分所有法第三条又は第六十五条に規定する団体が申請に係るマ

るマンションの管理を行う場合にあっては、区分所有法第二十五条
第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の
規定により管理者を選任することを決議した集会の議事録の写し（
区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場
合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより管理者
が選任されたことを証する書類）

五 区分所有法第四十七条第一項（区分所有法第六十六条において準
用する場合を含む。）に規定する法人が当該申請に係るマンション
の管理を行う場合にあっては、区分所有法第四十九条第一項（区分
所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により理
事を置くことを決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条
第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該
規約の写し及びその定めるところにより理事が置かれたことを証す
る書類）

六 監事（管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その監査
の結果を集会に報告する者として規約で定めるものをいう。以下同
じ。）を置くことを決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十
八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、
当該規約の写し及びその定めるところにより監事が置かれたことを
証する書類）

七
（略）

八 当該申請に係るマンションの区分所有者の名簿（第一条の十一第
三号において「区分所有者名簿」という。）及び当該申請に係るマ
ンションに居住する者の名簿（同号において「居住者名簿」という
。）が作成され、かつ、これらの名簿が年一回以上更新されている
ことを確認することができる書類

九
（略）

十 当該申請に係るマンションの防災に関する方針を記載した書類

十一 その他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類

ンションの管理を行う場合にあっては、区分所有法第二十五条第一
項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定
により管理者を選任することを決議した集会の議事録の写し（区分
所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合に
あっては、当該規約の写し及びその定めるところにより管理者が選
任されたことを証する書類）

五 区分所有法第四十七条第一項（区分所有法第六十六条において準
用する場合を含む。）に規定する法人が申請に係るマンションの管
理を行う場合にあっては、区分所有法第四十九条第一項（区分所有
法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により理事を
置くことを決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二
項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約
の写し及びその定めるところにより理事が置かれたことを証する書
類）

六 監事（管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その監査
の結果を集会に報告する者として規約で定めるものをいう。以下こ
の号、第一条の十一第一号並びに第一条の十五第三号及び第四号に
おいて同じ。）を置くことを決議した集会の議事録の写し（区分所
有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあ
っては、当該規約の写し及びその定めるところにより監事が置かれ
たことを証する書類）

七
（略）

八 申請に係るマンションの区分所有者の名簿（第一条の十一第三号
において「区分所有者名簿」という。）及び申請に係るマンション
に居住する者の名簿（同号において「居住者名簿」という。）が作
成され、かつ、これらの名簿が年一回以上更新されていることを確
認することができる書類

九
（略）

（新設）

（新設）

2||

法第五条の十五第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号の二による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる書類を添える場合は、第一号から第三号までに掲げる書類のうち計画作成都道府県知事等が不要と認めるものを添えることを要しない。

- 一 長期修繕計画の案
- 二 規約の案（規約を既に定めている場合にあっては、当該規約の写し）
- 三 当該申請に係るマンションの防災に関する方針を記載した書類
- 四 その他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類

（管理計画の記載事項）

第一条の九 法第五条の十五第三項第五号の国土交通省令で定める事項は、管理計画が、マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項とする。

（管理の方法の基準）

第一条の十 法第五条の十六第一号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げる要件を満たす長期修繕計画又はその案が作成され、これに基づいてマンションの修繕その他の管理が行われることとする。

- 一 法第五条の十五第一項又は第二項の規定による認定の申請の日（次号において「申請日」という。）以前五年以内に作成され、又は変更されたものであること。

二・三 （略）

（管理組合の運営の状況の基準）

第一条の十一 法第五条の十六第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

2||

前項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類を添える場合には、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち計画作成都道府県知事等が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

（管理計画の記載事項）

第一条の九 法第五条の十三第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、管理計画が、都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項とする。

（管理の方法の基準）

第一条の十 法第五条の十四第一号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げる要件を満たす長期修繕計画が作成され、これに基づいてマンションの修繕その他の管理が行われることとする。

- 一 申請日以前七年以内に作成され、又は変更されたものであること。

二・三 （略）

（管理組合の運営の状況の基準）

第一条の十一 法第五条の十四第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一〇三 (略)

四 規約に次に掲げる事項が定められていること。

イ マンションの管理のため必要となる、管理者等によるマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）の定めにより特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入り及び保存行為の実施に関する事項

ロ (略)

ハ 管理者等及び監事の選任及び解任並びに任期に関する事項

ニ 管理組合と管理者等及び監事（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、その定めるところにより選任された管理組合の役員）との利益が相反する取引に関する事項

ホ 区分所有法第三十四条第三項の規定による集会の招集の請求に関する事項

ヘ 集会において決議すべき事項

ト マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項

(認定の通知)

第一条の十二 法第五条の十七の認定の通知は、別記様式第一号の三による通知書に第一条の八第一項又は第二項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

(管理計画の認定の更新の申請)

第一条の十三 法第五条の十六の認定を受けた管理組合の管理者等は、法第五条の十八第一項の認定の更新を受けようとするときは、認定の有効期間の満了の前六月以内に、別記様式第一号の四による申請書の正本及び副本に、それぞれ第一条の八第一項各号に掲げる書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、同項第十一号に掲げる書類を添える場合は、同項第一号から第十号ま

一〇三 (略)

四 規約に次に掲げる事項が定められていること。

イ マンションの管理のため必要となる、管理者等によるマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）の定めにより特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入りに関する事項

ロ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ハ マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項

(認定の通知)

第一条の十二 法第五条の十五の認定の通知は、別記様式第一号の二による通知書に第一条の八第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

(管理計画の認定の更新の申請)

第一条の十三 認定管理者等は、法第五条の十六第一項の認定の更新を受けようとするときは、認定の有効期間の満了の前六月以内に、別記様式第一号の三による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

でに掲げる書類のうち計画作成都道府県知事等が不要と認めるものを添えることを要しない。

2|| 法第五条の十六の認定を受けた分譲事業者は、法第五条の十八第一項の認定の更新を受けようとするときは、認定の有効期間の満了の日前六月以内に、別記様式第一号の五による申請書の正本及び副本に、それぞれ第一条の八第二項各号に掲げる書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、同項第四号に掲げる書類を添える場合は、同項第一号から第三号までに掲げる書類のうち計画作成都道府県知事等が不要と認めるものを添えることを要しない。

3|| 第一条の九の規定は、法第五条の十八第一項の認定の更新の申請について準用する。

(認定の更新の通知)

第一条の十四 法第五条の十八第二項において準用する法第五条の十七の規定による認定の更新の通知は、別記様式第一号の六による通知書に前条第一項又は第二項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

(法第五条の十九第一項の国土交通省令で定める軽微な変更)

第一条の十五 法第五条の十九第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 長期修繕計画又はその案の変更であつて、次に掲げるもの
- イ マンションの修繕の内容又は実施時期の変更であつて、計画期間又は修繕資金計画(長期修繕計画又はその案に定められたマンションの修繕の実施に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した資金計画をいう。ロにおいて同じ。)の変更を伴わないもの

ロ (略)

二 二以上の管理者等を置く管理組合にあつては、その一部の管理者

(新設)

2|| 第一条の八第二項及び第一条の九の規定は、前項の認定の更新の申請について準用する。

(認定の更新の通知)

第一条の十四 法第五条の十六第二項において準用する法第五条の十五の規定による認定の更新の通知は、別記様式第一号の四による通知書に前条第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

(法第五条の十七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更)

第一条の十五 法第五条の十七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 長期修繕計画の変更であつて、次に掲げるもの
- イ マンションの修繕の内容又は実施時期の変更であつて、計画期間又は修繕資金計画(長期修繕計画に定められたマンションの修繕の実施に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した資金計画をいう。ロにおいて同じ。)の変更を伴わないもの

ロ (略)

二 二以上の管理者等を置く管理組合にあつては、その一部の管理者

等の変更（法第五条の十六の認定（法第五条の十九第一項の変更の認定を含む。）又は法第五条の十八第一項の認定の更新があった際に管理者等であつた者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）

三（略）

四 規約（法第五条の十五第一項の規定による認定の申請に係るものに限る。）の変更であつて、監事の職務又は第一条の十一第四号に掲げる事項の変更を伴わないもの

五 規約（法第五条の十五第二項の規定による認定の申請に係るものに限る。）又はその案の変更であつて、監事の職務又はマンション管理適正化指針に定める事項の変更を伴わないもの

（管理計画の変更の認定の申請）

第一条の十六 法第五条の十九第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号の七による申請書の正本及び副本に、それぞれ第一条の八第一項各号に掲げる書類又は同条第二項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、計画作成都道府県知事等に提出するものとする。

2 法第五条の二十第一項の規定による法第五条の十九第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号の八による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出するものとする。

一 第一条の八第一項第一号から第九号までに掲げる書類
二 当該申請に係るマンションの管理組合の管理者等の同意書
三 その他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類

3 第一条の九の規定は、法第五条の二十第一項の規定による法第五条の十九第一項の変更の認定の申請について準用する。

（変更の認定の通知）

等の変更（法第五条の十四の認定（法第五条の十七第一項の変更の認定を含む。）又は法第五条の十六第一項の認定の更新があった際に管理者等であつた者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）

三（略）

四 規約の変更であつて、監事の職務及び第一条の十一第四号に掲げる事項の変更を伴わないもの

（新設）

（管理計画の変更の認定の申請）

第一条の十六 法第五条の十七第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号の五による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて、計画作成都道府県知事等に提出するものとする。

（新設）

（新設）

（変更の認定の通知）

第一条の十七 法第五条の十九第二項において準用する法第五条の十七の規定による変更の認定の通知は、別記様式第一号の九による通知書に前条第一項又は第二項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

(表示等)

第一条の十八 法第五条の二十一第一項の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 広告

二 契約に係る書類

三 その他国土交通大臣が定めるもの

2 法第五条の二十一第一項の表示は、国土交通大臣が定める様式により行うものとする。

(法第五条の二十四第一項第三号の国土交通省令で定める期間)

第一条の十九 法第五条の二十四第一項第三号の国土交通省令で定める期間は、認定管理計画(法第五条の十五第二項の規定による認定の申請に係るものに限る。)に係るマンションの人の居住の用に供する独立部分の引渡しの日のうち最も早い日から一年六月とする。

(指定認定事務支援法人の指定の要件)

第一条の二十 法第五条の二十六第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 四 (略)

(法第五条の二十六第一項第二号の国土交通省令で定める事務)

第一条の二十一 法第五条の二十六第一項第二号の国土交通省令で定める事務は、管理計画が、都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであるか否かについて調査することに関する事務とする。

第一条の十七 法第五条の十七第二項において準用する法第五条の十五の規定による変更の認定の通知は、別記様式第一号の六による通知書に前条の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

(新設)

(新設)

(指定認定事務支援法人の指定の要件)

第一条の十八 法第五条の二十二第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 四 (略)

(法第五条の二十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務)

第一条の十九 法第五条の二十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務は、管理計画が、都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであるか否かについて調査することに関する事務とする。

(認定支援事務の委託の公示等)

第一条の二十二 計画作成都道府県等は、法第五条の二十六第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一 三 (略)

2 計画作成都道府県等は、法第五条の二十六第一項の規定による委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一 三 (略)

(指定認定事務支援法人に係る指定の申請)

第一条の二十三 令第一条第一項の規定に基づき法第五条の二十六第一項に規定する指定認定事務支援法人の指定を受けようとする法人は、次に掲げる書類を、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 令第一条第二項各号に該当しないことを誓約する書面(第一条の二十五第二項において「誓約書」という。)

第一条の二十四 第一条の二十七 (略)

(受験手続)

第六条 試験を受けようとする者は、別記様式第二号によるマンション管理士試験受験申込書(以下この節において「受験申込書」という。)を国土交通大臣に提出しなければならない。

(マンション管理士登録簿の登載事項)

第二十六条 法第三十条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 性別

(認定支援事務の委託の公示等)

第一条の二十 計画作成都道府県等は、法第五条の二十二第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一 三 (略)

2 計画作成都道府県等は、法第五条の二十二第一項の規定による委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一 三 (略)

(指定認定事務支援法人に係る指定の申請)

第一条の二十一 令第一条第一項の規定に基づき法第五条の二十二第一項に規定する指定認定事務支援法人の指定を受けようとする法人は、次に掲げる書類を、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 令第一条第二項各号に該当しないことを誓約する書面(第一条の二十三第二項において「誓約書」という。)

第一条の二十二 第一条の二十五 (略)

(受験手続)

第六条 試験を受けようとする者は、別記様式第一号の七によるマンション管理士試験受験申込書(以下この節において「受験申込書」という。)を国土交通大臣に提出しなければならない。

(マンション管理士登録簿の登載事項)

第二十六条 法第三十条第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 本籍(日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍

三・四 (略)

2・3 (略)

(準用)

第六十七条 第五条から第二十四条まで（第十条第三項を除く。）の規定は、試験及び指定試験機関について準用する。この場合において、第六条中「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第十五号」と、「マンシヨン管理士試験受験申込書」とあるのは「管理業務主任者試験受験申込書」と、第九条中「法第十条第一項」とあるのは「法第五十七条において準用する法第十条第一項」と、第十条第一項中「法第十条第二項」とあるのは「法第五十八条第二項」と、同項第二号中「法第十一条第一項」とあるのは「法第五十八条第一項」と、第十二条中「法第十三条第一項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十三条第一項」と、第十三条第一項中「法第十四条第一項前段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十四条第一項前段」と、同条第二項中「法第十四条第一項後段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十四条第一項後段」と、第十四条第一項中「法第十五条第一項前段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十五条第一項前段」と、同条第二項中「法第十五条第一項後段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十五条第一項後段」と、第十五条中「法第十五条第二項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十五条第二項」と、同条第五号中「マンシヨン管理士試験委員」とあるのは「管理業務主任者試験委員」と、第十六条中「法第十六条第二項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十六条第二項」と、同条第二号中「第二条各号」とあるのは「第六十四条各号」と、第十七条中「法第十六条第三項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十六条第三項」と、第十九条第一項中「法第十七条第一項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十七条

）及び性別

三・四 (略)

2・3 (略)

(準用)

第六十七条 第五条から第二十四条まで（第十条第三項を除く。）の規定は、試験及び指定試験機関について準用する。この場合において、第六条中「別記様式第一号の七」とあるのは「別記様式第十五号」と、「マンシヨン管理士試験受験申込書」とあるのは「管理業務主任者試験受験申込書」と、第九条中「法第十条第一項」とあるのは「法第五十七条において準用する法第十条第一項」と、第十条第一項中「法第十一条第二項」とあるのは「法第五十八条第二項」と、同項第二号中「法第十一条第一項」とあるのは「法第五十八条第一項」と、第十二条中「法第十三条第一項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十三条第一項」と、第十三条第一項中「法第十四条第一項前段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十四条第一項前段」と、同条第二項中「法第十四条第一項後段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十四条第一項後段」と、第十四条第一項中「法第十五条第一項前段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十五条第一項前段」と、同条第二項中「法第十五条第一項後段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十五条第一項後段」と、第十五条中「法第十五条第二項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十五条第二項」と、同条第五号中「マンシヨン管理士試験委員」とあるのは「管理業務主任者試験委員」と、第十六条中「法第十六条第二項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十六条第二項」と、同条第二号中「第二条各号」とあるのは「第六十四条各号」と、第十七条中「法第十六条第三項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十六条第三項」と、第十九条第一項中「法第十七条第一項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十七

第一項」と、同条第二項中「法第九条第二項」とあるのは「法第五十七條第二項において準用する法第九条第二項」と、第二十條第一項及び第三項中「法第十九條」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第十九條」と、第二十三條中「法第二十三條第一項」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第二十三條第一項」と、第二十四條中「法第二十三條」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第二十三條」と、「法第二十四條」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第二十四條」と、「法第二十七條第二項」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第二十七條第二項」と読み替えるものとする。

（法第七十二條第一項の国土交通省令で定める期間）

第八十二條 法第七十二條第一項の国土交通省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 新たに建設されたマンションを分譲した場合 当該マンションの人の居住の用に供する独立部分の引渡しの日のうち最も早い日から一年

二 （略）

別記様式第一号（第一条の八関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

認定申請書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の15第1項の規定に基づき、管理計画の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

（略）

（注意）

1. （略）

2. 本申請書にはマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の8第1項各号に掲げる書類を添付してください。

七條第一項」と、同条第二項中「法第九条第二項」とあるのは「法第五十七條第二項において準用する法第九条第二項」と、第二十條第一項及び第三項中「法第十九條」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第十九條」と、第二十三條中「法第二十三條第一項」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第二十三條第一項」と、第二十四條中「法第二十三條」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第二十三條」と、「法第二十四條」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第二十四條」と、「法第二十七條第二項」とあるのは「法第五十八條第三項において準用する法第二十七條第二項」と読み替えるものとする。

（法第七十二條第一項の国土交通省令で定める期間）

第八十二條 法第七十二條第一項の国土交通省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 新たに建設されたマンションを分譲した場合 当該マンションの人の居住の用に供する独立部分（区分所有法第一条に規定する建物の部分をいう。次号において同じ。）の引渡しの日のうち最も早い日から一年

二 （略）

別記様式第一号（第一条の八関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

認定申請書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の13第1項の規定に基づき、管理計画の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

（略）

（注意）

1. （略）

2. 本申請書にはマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の8第1項に規定する添付書類を添付してください。

(第二面)
管理計画

1. マンションの概要	
【1. マンションの名称及び所在地】	
【名称】	
【所在地】	
【2. マンションの用途】～【5. マンションの階数】（略）	
【6. マンションの床面積】	
【延床面積】	m ²
【総専有床面積】	m ²
【7. マンションの竣工年月】	
年	月
【8. 管理組合の形態】	
【9. 管理組合の名称】	
【10. 管理者等の氏名又は名称等】	
【管理者等の氏名又は名称】	
【管理者等の住所又は主たる事務所の所在地】	
【管理者等の連絡先】	
【11. マンションの管理形態】	
☐ 全部委託 ☐ 一部委託 ☐ 自主管理	
【12. 管理事務の委託先の情報】	
【委託先の氏名又は名称】	
【委託先の住所又は主たる事務所の所在地】	
【13. 備考】	

(注意)

1. 【1. マンションの名称及び所在地】から【7. マンションの竣工年月】までの欄は、管理計画の認定の対象となる建物に係る情報を記載してください。
2. 【2. マンションの用途】及び【11. マンションの管理形態】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

(第二面)
管理計画

1. マンションの概要	
【1. マンションの所在地】	
【2. マンションの用途】～【5. マンションの階数】（略）	
【6. マンションが建設された年月】	
年	月
【7. 管理組合の形態】	
【8. 管理組合の名称】	
【9. 管理者等の氏名又は名称等】	
【管理者等の氏名又は名称】	
【管理者等の住所又は主たる事務所の所在地】	
【管理者等の連絡先】	
【10. マンションの管理形態】	
☐ 全部委託 ☐ 一部委託 ☐ 自主管理	
【11. 管理事務の委託先の情報】	
【委託先の氏名又は名称】	
【委託先の住所又は主たる事務所の所在地】	
【12. 備考】	

(注意)

1. 【1. マンションの所在地】から【6. マンションが建設された年月】までの欄は、管理計画の認定の対象となる建物に係る情報を記載してください。
2. 【2. 建築物の用途】及び【10. マンションの管理形態】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

3. 【8. 管理組合の形態】の欄は、次のいずれかを記載してください。
(1) ～ (7) (略)

4. 複数の管理組合が共同で申請する場合、【9. 管理組合の名称】から【12. 管理事務の委託先の情報】までの欄は、全ての管理組合に係る情報を記載してください。

5. 複数の管理者等が置かれている場合には、【10. 管理者等の氏名又は名称等】の欄は、代表者1名分を記載してください。

6. 【12. 管理事務の委託先の情報】の欄は、【11. ペンションの管理形態】の欄で「全部委託」又は「一部委託」を選んだ場合のみ記載してください。

(第三面)

2. ペンションの修繕その他の管理の方法

【1. 長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日】
年 月 日

【2. 長期修繕計画の計画期間の開始日】
年 月 日

【3. 長期修繕計画の計画期間】
年

【4. 備考】

(注意)

長期修繕計画が複数あり、記載事項が異なる場合は、【1. 長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日】から【3. 長期修繕計画の計画期間】までの欄には、それぞれの長期修繕計画ごとに記載してください。

3. 【7. 管理組合の形態】の欄は、次のいずれかを記載してください。
(1) ～ (7) (略)

4. 複数の管理組合が共同で申請する場合、【8. 管理組合の名称】から【11. 管理事務の委託先の情報】までの欄は、全ての管理組合に係る情報を記載してください。

5. 複数の管理者等が置かれている場合には、【9. 管理者等の氏名又は名称等】の欄は、代表者1名分を記載してください。

6. 【11. 管理事務の委託先の情報】の欄は、【10. ペンションの管理形態】の欄で「全部委託」又は「一部委託」を選んだ場合のみ記載してください。

(第三面)

2. ペンションの修繕その他の管理の方法

【1. 長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日】
年 月 日

【2. 長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日】
年 月 日

【3. 長期修繕計画の計画期間】
計画期間

【4. 備考】

(注意)

【1. 【3. 長期修繕計画の計画期間】の欄は、計画作成時点からの修繕計画期間を記載してください。

(第四面)

3. マンションの修繕その他の管理に係る資金計画

【1. 計画期間当初の修繕積立金の残高】	
【2. 計画期間全体における修繕積立金の徴収金額の総額】	
【3. 計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額】	
【4. 機械式駐車場設備の内容】	
機械式駐車場設備の有無	☐ 有 ☐ 無
機械式駐車場設備がある場合の内訳	
2段(ピット1段)昇降式】	台
3段(ピット2段)昇降式】	台
3段(ピット1段)昇降横行式】	台
4段(ピット2段)昇降横行式】	台
エレベーター方式・垂直循環方式】	台
【その他】	台
【5. 計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額】	
【6. 計画期間内に見込まれる修繕工事費の総額】	
【7. 現在の借入金の有無】	☐ 有 ☐ 無
※借入金がある場合には、その完済予定年月 (年 月)	
【8. 直前の事業年度において予定していた修繕積立金の徴収金額の総額】	
【9. 直前の事業年度における修繕積立金の3ヶ月分以上の滞納額及び滞納率】	
【滞納額】	
【滞納率】	
【10. 管理費と修繕積立金の区分経理の有無】	☐ 有 ☐ 無
【11. 備考】	

(注意)

1. 【3. 計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額】の欄は、計画期間全体における専用使用料等（駐車場使用料等の特定の区分所有者がマンションの共用部分の一部を専用使用するために納入する料金をいう。）から修繕積立金会計へ納入される額の総額を記載してください。
2. 【4. 機械式駐車場設備の内容】、【7. 現在の借入金の有無】及び【10. 管理費と修繕積立金の区分経理の有無】の欄は、該当するチェックボックスに

(第四面)

3. マンションの修繕その他の管理に係る資金計画

【1. 計画期間当初の修繕積立金の残高】	
【2. 計画期間全体で集める修繕積立金の総額】	
【3. 計画期間全体での専用使用料等からの繰入額の総額】	
【4. 機械式駐車場設備の内容】	
機械式駐車場設備の有無	☐ 有 ☐ 無
機械式駐車場設備がある場合の内訳	
2段(ピット1段)昇降式】	台
3段(ピット2段)昇降式】	台
3段(ピット1段)昇降横行式】	台
4段(ピット2段)昇降横行式】	台
エレベーター方式(垂直循環方式)】	台
【その他】	台
【5. 計画期間全体での修繕積立金の平均額】	
【6. 現在の借入金の有無】	☐ 有 ☐ 無
※借入金がある場合には、その完済予定年月 (年 月)	
【7. 直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の総額】	
【8. 直前の会計年度での修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額及び滞納率】	
【滞納額】	
【滞納率】	
【9. 管理費と修繕積立金の区分経理の有無】	☐ 有 ☐ 無
【10. 備考】	

(注意)

1. 【3. 計画期間全体での専用使用料等からの繰入額の総額】の欄は、計画期間全体での専用使用料等（駐車場使用料等の特定の区分所有者がマンションの共用部分の一部を専用使用するために納入する料金をいう。）から修繕積立金会計へ納入される額の総額を記載してください。
2. 【4. 機械式駐車場設備の内容】、【6. 現在の借入金の有無】及び【9. 管理費と修繕積立金の区分経理の有無】の欄は、該当するチェックボックスに

「✓」を入れるとともに、【7. 現在の借入金の有無】の欄について、「有」を選んだ場合は、借入金の完済の予定年月を記載してください。複数の借入金がある場合には、完済の予定年月が最も遅いものを記載してください。

3. 【4. 機械式駐車場設備の内容】の欄において、【その他】に記載した場合は、【11. 備考】に機械式駐車場の機種を記載してください。

4. 【5. 計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額】の欄は、以下の計算式により算出した額を記載してください。

計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額
＝ (A + B + C) ÷ X ÷ Y

A：計画期間当初の修繕積立金の残高 (円)

B：計画期間全体における修繕積立金の徴収金額の総額 (円)

C：計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額 (円)

X：ペンシヨンの総専有床面積 (㎡)

Y：長期修繕計画の計画期間 (ヶ月)

5. 【8. 直前の事業年度において予定していた修繕積立金の徴収金額の総額】及び【9. 直前の事業年度における修繕積立金の3ヶ月分以上の滞納額及び滞納率】の欄は、該当する事業年度がない場合には記載は不要です。

6. 【9. 直前の事業年度における修繕積立金の3ヶ月分以上の滞納額及び滞納率】の欄の【滞納率】は、「直前の事業年度における修繕積立金の3ヶ月分以上の滞納額÷直前の事業年度において予定していた修繕積立金の徴収金額の総額」で算出した額を記載してください。

「✓」を入れるとともに、【6. 現在の借入金の有無】の欄について、「有」を選んだ場合は、借入金の完済の予定年月を記載してください。複数の借入金が存在する場合には、完済期日が最も遅い期日を記載してください。
(新設)

3. 【5. 計画期間全体での修繕積立金の平均額】の欄は、以下の計算式により算出した額を記載してください。

計画期間全体での修繕積立金の平均額

＝ (A + B + C) ÷ X ÷ Y

A：計画期間当初の修繕積立金の残高 (円)

B：計画期間全体で集める修繕積立金の総額 (円)

C：計画期間全体での専用使用料等からの繰入額の総額 (円)

X：ペンシヨンの総専有床面積 (㎡)

Y：長期修繕計画の計画期間 (ヶ月)

4. 【7. 直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の総額】及び【8. 直前の会計年度での修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額及び滞納率】の欄は、該当する事業年度がない場合には記載は不要です。

5. 【8. 直前の会計年度での修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額及び滞納率】の欄の【滞納率】は、「直前の会計年度での修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額÷直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の総額」で算出した額を記載してください。

(第五面)

4. マンションの管理組合の運営状況

【1. 監事の氏名又は名称及び理事又は使用人との兼任の有無】 【監事の氏名又は名称】 【理事又は使用人との兼任の有無】	☐ 有 ☐ 無
【2. 直近の集会が開かれた年月日】 年 月 日	
【3. 区分所有者名簿の有無及び年1回以上の内容の更新の有無】 【区分所有者名簿の有無】 ☐ 有 ☐ 無 【年1回以上の内容の更新の有無】 ☐ 有 ☐ 無	
【4. 居住者名簿の有無及び年1回以上の内容の更新の有無】 【居住者名簿の有無】 ☐ 有 ☐ 無 【年1回以上の内容の更新の有無】 ☐ 有 ☐ 無	
【5. 管理規約への「マンションの管理のため必要となる、管理者等のマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）により特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入り及び保存行為の実施に関する事項」の記載の有無】 ☐ 有 ☐ 無	
【6. 管理規約への「マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保存に関する事項」の記載の有無】 ☐ 有 ☐ 無	
【7. 管理規約への「管理者等及び監事の選任及び解任に関する事項」の記載の有無】 ☐ 有 ☐ 無	
【8. 管理規約への「管理者等及び監事の任期」の記載の有無及びその任期】 【管理者等の任期】 【監事の任期】	☐ 有 ☐ 無
【9. 管理規約への「管理組合と管理者等及び監事（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあつては、その定めるところにより選任された管理組合の役員）との利益が相反する取引に関する事項」の記載の有無】 ☐ 有 ☐ 無	
【10. 管理規約への「区分所有法第三十四条第三項の規定による集会の招集の請求に関する事項」の記載の有無】 ☐ 有 ☐ 無	
【11. 管理規約への「集会において決議すべき事項」の記載の有無】 ☐ 有 ☐ 無	
【12. 管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載の有無】 ☐ 有 ☐ 無	
【13. 備考】	

(第五面)

4. マンションの管理組合の運営状況

【1. 監事の氏名又は名称】	
【2. 直近の集会が開かれた年月日】 年 月 日	
【3. 区分所有者名簿の有無及び年1回以上の内容の更新の有無】 【区分所有者名簿の有無】 ☐ 有 ☐ 無 【年1回以上内容の更新の有無】 ☐ 有 ☐ 無	
【4. 居住者名簿の有無及び年1回以上の内容の更新の有無】 【居住者名簿の有無】 ☐ 有 ☐ 無 【年1回以上内容の更新の有無】 ☐ 有 ☐ 無	
【5. 管理規約への「マンションの管理のため必要となる、管理者等のマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）により特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入りに関する事項」の記載】 ☐ 記載されている ☐ 記載されていない	
【6. 管理規約への「マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保存に関する事項」の記載】 ☐ 記載されている ☐ 記載されていない	
【7. 管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載】 ☐ 記載されている ☐ 記載されていない	
【8. 備考】	

(注意)

1. **【1. 監事の氏名又は名称及び理事又は使用人との兼任の有無】の欄及び【3. 区分所有者名簿の有無及び年1回以上の内容の更新の有無】から【2. 管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載の有無】までの欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。**
2. **【1. 監事の氏名又は名称及び理事又は使用人との兼任の有無】の【理事又は使用人との兼任の有無】の欄は、申請に係る管理組合が管理組合法人である場合に記載してください。**

(第六面)

5. その他

【1. 申請に係るマンションの防災に関する方針】 【当該方針を記載した書類の有無】 ☐ 有 ☐ 無 【当該方針のマンションの区分所有者等への周知の有無】 ☐ 有 ☐ 無 【当該方針の周知の方法】
【2. 都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】
【3. 認定を受けた際の公表の可否】 ☐ 可 ☐ 否

(注意)

1. **【1. 申請に係るマンションの防災に関する方針】及び【3. 認定を受けた際の公表の可否】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。**
2. **【2. 都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】の欄は、申請に係るマンションが所在する都道府県等において都道府県等マンション管理適正化指針が定められている場合に、当該指針に応じて必要な事項を記載してください。**

(略)

別記様式第一号の二 (第一条の八関係) (日本産業規格A列4番)

(注意)

1. **【3. 区分所有者名簿の有無及び年1回以上の内容の更新の有無】から【7. 管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載】までの欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。**

(新設)

(第六面)

5. その他

【1. 都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】
【2. 認定を受けた際の公表の可否】 ☐ 可 ☐ 否

(注意)

(新設)

1. **【1. 都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】の欄は、申請に係るマンションが所在する都道府県等において都道府県等マンション管理適正化指針が定められている場合に、当該指針に応じて必要な事項を記載してください。**
2. **【2. 認定を受けた際の公表の可否】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。**

(略)

(新設)

(第一面)

認 定 申 請 書

年 月 日

(計画作成都道府県知事等)

殿

申請者 (分譲事業者) の
主たる事務所の所在地
申請者 (分譲事業者) の
名称及び代表者の氏名
申請者 (分譲事業者) の連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の15 第2項の規定に基づき、管理計画の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、
事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄				認定コード欄		年 月 日		決裁欄	
年 月 日									
第 号									
係員氏名				係員氏名					

(注意)

本申請書にはマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条
の8第2項各号に掲げる書類を添付してください。

管 理 計 画

1. マンションの概要

【1. マンションの名称及び所在地】		
【名称】		
【所在地】		
【2. マンションの用途】		
□住宅 □住宅及び非住宅		
【3. マンションの戸数】		
【総戸数】 戸		
【住宅戸数】 戸		
【非住宅戸数】 戸		
【4. 主な構造】		
造		
【5. マンションの階数】		
(地上) 階 (地下) 階		
【6. マンションの床面積】		
【延床面積】 m ²		
【総専有床面積】 m ²		
【7. マンションの竣工年月】		
年 月		
【8. 管理組合の形態】		
【9. マンションの管理形態】		
□全部委託 □一部委託 □自主管理		
【10. 備考】		

(注意)

1. 申請時点において記載すべき内容が確定していない場合は、予定されている内容を記載してください。
2. 【1. マンションの名称及び所在地】から【7. マンションの竣工年月】までの欄は、管理計画の認定の対象となる建物に係る情報を記載してください。
3. 【2. マンションの用途】及び【9. マンションの管理形態】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
4. 【8. 管理組合の形態】の欄は、次のいずれかを記載してください。

- (1) 単棟型 (住宅のみ)
 - (2) 単棟型 (複合用途型)
 - (3) 団地型 (区分所有法第 68 条の規約設定を行っている団地管理組合・住宅のみ)
 - (4) 団地型 (区分所有法第 68 条の規約設定を行っている団地管理組合・複合用途型)
 - (5) 団地型 (区分所有法第 68 条の規約設定を行っていない団地管理組合と横管理組合・住宅のみ)
 - (6) 団地型 (区分所有法第 68 条の規約設定を行っていない団地管理組合と横管理組合・複合用途型)
 - (7) その他
5. 複数の管理組合を設立する予定の場合は、【9. マンションの管理形態】の欄は、全ての管理組合に係る情報を記載してください。

(第三面)

2. マンションの修繕その他の管理の方法

【1. 長期修繕計画の案の作成又は直近の変更の年月日】
年 月 日
【2. 長期修繕計画の案の計画期間】
年
【3. 備考】

(注意)

長期修繕計画の案が複数あり、記載事項が異なる場合は、【1. 長期修繕計画の案の作成又は直近の変更の年月日】及び【2. 長期修繕計画の案の計画期間】の欄には、それぞれの長期修繕計画の案ごとに記載してください。

(第四面)

3. マシンの修繕その他の管理に係る資金計画

【1. 計画期間当初の修繕積立金の残高】	
【2. 計画期間全体における修繕積立金の徴収金額の総額】	
【3. 計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額】	
【4. 機械式駐車場設備の内容】	
機械式駐車場設備の有無	☐ 有 ☐ 無
機械式駐車場設備が有る場合の内訳	
【2段(ピット1段)昇降式】	台
【3段(ピット2段)昇降式】	台
【3段(ピット1段)昇降横行式】	台
【4段(ピット2段)昇降横行式】	台
【エレベーター方式・垂直循環方式】	台
【その他】	台
【5. 計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額】	
【6. 計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額】	
【7. 計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額】	
【最低額】	
【最高額】	
【8. 計画期間内に見込まれる修繕工事費の総額】	
【9. 管理費と修繕積立金の区分経理の有無】	
【10. 備考】	☐ 有 ☐ 無

(注意)

1. 申請時点において記載すべき内容が確定していない場合は、予定されている

内容を記載してください。

2. 【3. 計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額】の欄は、計画期間全体における専用使用料等（駐車場使用料等の特定の区分所有者がマンションの共用部分の一部を専用使用するために納入する料金をいう。）から修繕積立金会計へ納入される額の総額を記載してください。
3. 【4. 機械式駐車場設備の内容】及び【9. 管理費と修繕積立金の区分経理の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
4. 【4. 機械式駐車場設備の内容】の欄において、【その他】に記載した場合は、【10. 備考】に機械式駐車場の機種を記載してください。
5. 【5. 計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額】及び【6. 計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額】の欄は、以下の計算式により算出した額を記載してください。

計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額

$$= (A + B + C) \div X \div Y$$

計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額

$$= B \div X \div Y$$

- A：計画期間当初の修繕積立金の残高（円）
B：計画期間全体における修繕積立金の徴収金額の総額（円）
C：計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額（円）
X：マンションの総専有床面積（㎡）
Y：長期修繕計画の計画期間（ヶ月）

6. 【7. 計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額】の欄の【最低額】及び【最高額】は、「計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額又は最高額÷マンションの総専有床面積」で算出した額を記載してください。

4. マンションの管理組合の管理者等へのマンションの管理の適切かつ円滑な
引継ぎに関する事項

【1. 引継ぎを適切かつ円滑に行うための具体的な方法等】
【2. 上記を実施する者の氏名又は名称等】 【実施する者の氏名又は名称】 【実施する者の住所又は主たる事務所の所在地】 【実施する者の連絡先】
【3. 人の居住の用に供する独立部分の引渡しの日のうち最も早い日】 年 月 日

(注意)

- 1. 申請時点において記載すべき内容が確定していない場合は、予定されている内容を記載してください。
- 2. 【2. 上記を実施する者の氏名又は名称等】の欄は、【1. 引継ぎを適切かつ円滑に行うための具体的な方法等】の欄に記載した事項を申請者以外の者が実施する場合に記載してください。

5. その他

【1. 申請に係るマンシヨンの防災に関する方針】
【当該方針を記載した書類の有無】 ☐ 有 ☐ 無
【当該方針のマンシヨンの区分所有者等への周知の有無】 ☐ 有 ☐ 無
【当該方針の周知の方法】
【2. 都道府県等マンシヨン管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】
【3. 認定を受けた際の公表の可否】 ☐ 可 ☐ 否

(注意)

1. 申請時点において記載すべき内容が確定していない場合は、予定されている内容を記載してください。
2. 【1. 申請に係るマンシヨンの防災に関する方針】及び【3. 認定を受けた際の公表の可否】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
3. 【2. 都道府県等マンシヨン管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】の欄は、申請に係るマンシヨンが所在する都道府県等において都道府県等マンシヨン管理適正化指針が定められている場合に、当該指針に応じて必要な事項を記載してください。

別記様式第一号の三 (第一条の十二関係) (日本産業規格A列4番)

認 定 通 知 書

(略)

マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律第5条の15	第1項
に基づき認定の申請があつた管理計画について、同法第5条の16の規定に基づき認定しましたので、同法第5条の17の規定に基づき通知します。	

1. ～ 3. (略)

4. 認定の有効期間の満了日 年 月 日

5. (略)

別記様式第一号の二 (第一条の十二関係) (日本産業規格A列4番)

認 定 通 知 書

(略)

マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律第5条の13 第1項の規定に基づき認定の申請があつた管理計画について、同法第5条の14の規定に基づき認定しましたので、同法第5条の15の規定に基づき通知します。

1. ～ 3. (略)

(新設)

4. (略)

別記様式第一号の四（第一条の十三関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

（第一面）

認 定 更 新 申 請 書

（略）

マシンの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 18 第 1 項の認定の更新を受けたいので、同条第 2 項において準用する同法第 5 条の 15 第 1 項の規定に基づき、申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

（略）

（注意）

1. （略）

2. 本申請書には、マシンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 1 条の 8 第 1 項各号に掲げる書類を添付してください。

別記様式第一号の三（第一条の十三関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

（第一面）

認 定 更 新 申 請 書

（略）

マシンの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 16 第 1 項の認定の更新を受けたいので、同条第 2 項において準用する同法第 5 条の 13 第 1 項の規定に基づき、申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

（略）

（注意）

1. （略）

2. 本申請書には、マシンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 1 条の 8 第 1 項に規定する添付書類を添付してください。

(第二面)
管理計画

1. マンションの概要	
【1. マンションの名称及び所在地】	
【名称】	
【所在地】	
【2. マンションの用途】～【5. マンションの階数】 (略)	
【6. マンションの床面積】	
【延床面積】	m ²
【専有床面積】	m ²
【7. マンションの竣工年月】	
年	月
【8. 管理組合の形態】	
【9. 管理組合の名称】	
【10. 管理者等の氏名又は名称等】	
【管理者等の氏名又は名称】	
【管理者等の住所又は主たる事務所の所在地】	
【管理者等の連絡先】	
【11. マンションの管理形態】	
☐ 全部委託 ☐ 一部委託 ☐ 自主管理	
【12. 管理事務の委託先の情報】	
【委託先の氏名又は名称】	
【委託先の住所又は主たる事務所の所在地】	
【13. 備考】	

(注意)

1. 【1. マンションの名称及び所在地】から【7. マンションの竣工年月】までの欄は、管理計画の認定の対象となる建物に係る情報を記載してください。

2. 【2. マンションの用途】及び【11. マンションの管理形態】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

(第二面)
管理計画

1. マンションの概要	
【1. マンションの所在地】	
【2. マンションの用途】～【5. マンションの階数】 (略)	
【6. マンションが建設された年月】	
年	月
【7. 管理組合の形態】	
【8. 管理組合の名称】	
【9. 管理者等の氏名又は名称等】	
【管理者等の氏名又は名称】	
【管理者等の住所又は主たる事務所の所在地】	
【管理者等の連絡先】	
【10. マンションの管理形態】	
☐ 全部委託 ☐ 一部委託 ☐ 自主管理	
【11. 管理事務の委託先の情報】	
【委託先の氏名又は名称】	
【委託先の住所又は主たる事務所の所在地】	
【12. 備考】	

(注意)

1. 【1. マンションの所在地】から【6. マンションが建設された年月】までの欄は、管理計画の認定の対象となる建物に係る情報を記載してください。

2. 【2. 建築物の用途】及び【10. マンションの管理形態】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

3. 【8. 管理組合の形態】の欄は、次のいずれかを記載してください。

(1) ～ (7) (略)

4. 複数の管理組合が共同で申請する場合、【9. 管理組合の名称】から【12. 管理事務の委託先の情報】までの欄は、全ての管理組合に係る情報を記載してください。

5. 複数の管理者等が置かれている場合には、【10. 管理者等の氏名又は名称等】の欄は、代表者1名分を記載してください。

6. 【12. 管理事務の委託先の情報】の欄は、【11. マンションの管理形態】の欄で「全部委託」又は「一部委託」を選んだ場合のみ記載してください。

(第三面)

2. マンションの修繕その他の管理の方法

【1. 長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日】

年 月 日

【2. 長期修繕計画の計画期間の開始日】

年 月 日

【3. 長期修繕計画の計画期間】

年

【4. 備考】

(注意)

長期修繕計画が複数あり、記載事項が異なる場合は、【1. 長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日】から【3. 長期修繕計画の計画期間】までの欄には、それぞれの長期修繕計画ごとに記載してください。

3. 【7. 管理組合の形態】の欄は、次のいずれかを記載してください。

(1) ～ (7) (略)

4. 複数の管理組合が共同で申請する場合、【8. 管理組合の名称】から【11. 管理事務の委託先の情報】までの欄は、全ての管理組合に係る情報を記載してください。

5. 複数の管理者等が置かれている場合には、【9. 管理者等の氏名又は名称等】の欄は、代表者1名分を記載してください。

6. 【11. 管理事務の委託先の情報】の欄は、【10. マンションの管理形態】の欄で「全部委託」又は「一部委託」を選んだ場合のみ記載してください。

(第三面)

2. マンションの修繕その他の管理の方法

【1. 長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日】

年 月 日

【2. 長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日】

年 月 日

【3. 長期修繕計画の計画期間】

【計画期間】

【4. 備考】

(注意)

【3. 長期修繕計画の計画期間】の欄は、計画作成時点からの修繕計画期間を記載してください。

3. マンションの修繕その他の管理に係る資金計画

3. マンションの修繕その他の管理に係る資金計画

【1. 計画期間当初の修繕積立金の残高】	
【2. 計画期間全体で集める修繕積立金の総額】	
【3. 計画期間全体での専用使用料等からの繰入額の総額】	
【4. 機械式駐車場設備の内容】	
機械式駐車場設備の有無 ☐ 有 ☐ 無	
機械式駐車場設備が有る場合の内訳	
【2段(ビット1段)昇降式】	台
【3段(ビット2段)昇降式】	台
【3段(ビット1段)昇降横行式】	台
【4段(ビット2段)昇降横行式】	台
【エレベーター方式(垂直循環方式)】	台
【その他】	台
【5. 計画期間全体での修繕積立金の平均額】	
【6. 現在の借入金の有無】 ☐ 無 ☐ 有	
※借入金がある場合には、その完済予定年月 (年 月)	
【7. 直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の総額】	
【8. 直前の会計年度での修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額及び滞納率】	
【滞納率】	
【9. 管理費と修繕積立金の区分経理の有無】 ☐ 無 ☐ 有	
【10. 備考】	

(注意)

1. 【3. 計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額】の欄は、計画期間全体における専用使用料等（駐車場使用料等の特定の区分所有者がマンションの共用部分の一部を専用使用するために納入する料金をいう。）から修繕積立金会計へ納入される額の総額を記載してください。
2. 【4. 機械式駐車場設備の内容】、【9. 現在の借入金の有無】及び【12. 管理費と修繕積立金の区分経理の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れるとともに、【9. 現在の借入金の有無】の欄について、「有」を選んだ場合は、借入金 の返済の予定年月を記載してください。複数の借入金がある場合には、返済の予定年月が最も遅いものを記載してください。
3. 【4. 機械式駐車場設備の内容】の欄において、【その他】に記載した場合は、【13. 備考】に機械式駐車場の機種を記載してください。
4. 【5. 計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額】及び【6. 計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額】の欄は、以下の計算式により算出した額を記載してください。

計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額
$$= (A + B + C) \div X \div Y$$

計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額
$$= B \div X \div Y$$
- A：計画期間当初の修繕積立金の残高（円）
B：計画期間全体における修繕積立金の徴収金額の総額（円）
C：計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額（円）
X：マンションの総専有床面積（㎡）
Y：長期修繕計画の計画期間（ヶ月）
5. 【7. 計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額】の欄の【最低額】及び【最高額】は、「計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額又は最高額÷マンションの総専有床面積」で算出した額を記載してください。
6. 【6. 計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額】及び【7. 計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額】の欄は、本申請書が、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の15第2項の認定の申請に基づき認定された管理計画に係るものである場合に記載してください。
7. 【10. 直前の事業年度において予定していた修繕積立金の徴収金額の総額】及び【11. 直前の事業年度における修繕積立金の3ヶ月分以上の滞納額及び滞納率】の欄は、該当する事業年度がない場合には記載は不要です。

(注意)

1. 【3. 計画期間全体での専用使用料等からの繰入額の総額】の欄は、計画期間全体での専用使用料等（駐車場使用料等の特定の区分所有者がマンションの共用部分の一部を専用使用するために納入する料金をいう。）から修繕積立金会計へ納入される額の総額を記載してください。
2. 【4. 機械式駐車場設備の内容】、【6. 現在の借入金の有無】及び【9. 管理費と修繕積立金の区分経理の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れるとともに、【6. 現在の借入金の有無】の欄について、「有」を選んだ場合は、借入金 の返済の予定年月を記載してください。複数の借入金が存在する場合には、返済期日が最も遅い期日を記載してください。
3. 【5. 計画期間全体での修繕積立金の平均額】の欄は、以下の計算式により算出した額を記載してください。

計画期間全体での修繕積立金の平均額
$$= (A + B + C) \div X \div Y$$
- A：計画期間当初の修繕積立金の残高（円）
B：計画期間全体で集める修繕積立金の総額（円）
C：計画期間全体での専用使用料等からの繰入額の総額（円）
X：マンションの総専有床面積（㎡）
Y：長期修繕計画の計画期間（ヶ月）
4. 【7. 直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の総額】及び【8. 直前の会計年度での修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額及び滞納率】の欄は、該当する事業年度がない場合には記載は不要です。

8. 【11. 直前の事業年度における修繕積立金の3ヶ月分以上の滞納額及び滞納率】の欄の【滞納率】は、「直前の事業年度における修繕積立金の3ヶ月分以上の滞納額÷直前の事業年度において予定していた修繕積立金の徴収金額の総額」で算出した額を記載してください。

5. 【8. 直前の会計年度での修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額及び滞納率】の欄の【滞納率】は、「直前の会計年度での修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額÷直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の総額」で算出した額を記載してください。

(第五面)

4. マンションの管理組合の運営状況

【1. 監事の氏名又は名称】 【監事の氏名又は名称】 【理事又は使用人との兼任の有無】 【理事又は使用人との兼任の有無】	□有 □無
【2. 直近の集会が開かれた年月日】 年 月 日	
【3. 区分所有者名簿の有無及び年1回以上の内容の更新の有無】 【区分所有者名簿の有無】 【年1回以上の内容の更新の有無】	□有 □無 □有 □無
【4. 居住者名簿の有無及び年1回以上の内容の更新の有無】 【居住者名簿の有無】 【年1回以上の内容の更新の有無】	□有 □無 □有 □無
【5. 管理規約への「マンションの管理のため必要となる、管理者等のマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）により特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入り及び保存行為の実施に関する事項」の記載の有無】	□有 □無
【6. 管理規約への「マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保存に関する事項」の記載の有無】	□有 □無
【7. 管理規約への「管理者等及び監事の選任及び解任に関する事項」の記載の有無】	□有 □無
【8. 管理規約への「管理者等及び監事の任期」の記載の有無及びその任期】 【管理者等の任期】 【監事の任期】	□有 □無 □有 □無
【9. 管理規約への「管理組合と管理者等及び監事（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、その定めるところにより選任された管理組合の役員）との利益が相反する取引に関する事項」の記載の有無】	□有 □無
【10. 管理規約への「区分所有法第三十四条第三項の規定による集会の招集の請求に関する事項」の記載の有無】	□有 □無
【11. 管理規約への「集会において決議すべき事項」の記載の有無】	□有 □無
【12. 管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載の有無】	□有 □無
【13. 備考】	

(第五面)

4. マンションの管理組合の運営状況

【1. 監事の氏名又は名称】	
【2. 直近の集会が開かれた年月日】 年 月 日	
【3. 区分所有者名簿の有無及び年1回以上の内容の更新の有無】 【区分所有者名簿の有無】 【年1回以上内容の更新の有無】	□有 □無 □有 □無
【4. 居住者名簿の有無及び年1回以上の内容の更新の有無】 【居住者名簿の有無】 【年1回以上内容の更新の有無】	□有 □無 □有 □無
【5. 管理規約への「マンションの管理のため必要となる、管理者等のマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）により特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入りに関する事項」の記載】	□記載されている □記載されていない
【6. 管理規約への「マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保存に関する事項」の記載】	□記載されている □記載されていない
【7. 管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載】	□記載されている □記載されていない
【8. 備考】	

(注意)

1. 【1. 監事の氏名又は名称及び理事又は使用人との兼任の有無】の欄及び【3. 区分所有者名簿の有無及び年1回以上の内容の更新の有無】から【1.2. 管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載の有無】までの欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
2. 【1. 監事の氏名又は名称及び理事又は使用人との兼任の有無】の【理事又は使用人との兼任の有無】の欄は、申請に係る管理組合が管理組合法人である場合に記載してください。

(第六面)

5. その他

【1. 申請に係るマンションの防災に関する方針】
【当該方針を記載した書類の有無】 ☐ 有 ☐ 無
【当該方針のマンションの区分所有者等への周知の有無】 ☐ 有 ☐ 無
【当該方針の周知の方法】
【2. 都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】
【3. 認定を受けた際の公表の可否】 ☐ 可 ☐ 否

(注意)

1. 【1. 申請に係るマンションの防災に関する方針】及び【3. 認定を受けた際の公表の可否】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
2. 【2. 都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】の欄は、申請に係るマンションが所在する都道府県等において都道府県等マンション管理適正化指針が定められている場合に、当該指針に応じて必要な事項を記載してください。

(略)

別記様式第一号の五 (第一条の十三関係) (日本産業規格A列4番)

(注意)

1. 【3. 区分所有者名簿の有無及び年1回以上の内容の更新の有無】から【7. 管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載】までの欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

(新設)

(第六面)

5. その他

【1. 都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】
【2. 認定を受けた際の公表の可否】 ☐ 可 ☐ 否

(注意)

(新設)

1. 【1. 都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】の欄は、申請に係るマンションが所在する都道府県等において都道府県等マンション管理適正化指針が定められている場合に、当該指針に応じて必要な事項を記載してください。
2. 【2. 認定を受けた際の公表の可否】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

(略)

(新設)

(第一面)

認定更新申請書

年 月 日

(計画作成都道府県知事等)

殿

申請者 (分譲事業者) の
主たる事務所の所在地
申請者 (分譲事業者) の
名称及び代表者の氏名
申請者 (分譲事業者) の連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の18第1項の認定の更新を受けたいので、同条第2項において準用する同法第5条の15第2項の規定に基づき、申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 更新を申請する管理計画の認定コード

2. 更新を申請する管理計画の認定年月日

年 月 日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄			認定コード欄			決裁欄	
年	月	日	年	月	日		
第							
係員氏名			係員氏名				

(注意)

本申請書には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の8第2項各号に掲げる書類を添付してください。

管 理 計 画

1. マンションの概要

【1. マンションの名称及び所在地】		
【名称】		
【所在地】		
【2. マンションの用途】		
□住宅 □住宅及び非住宅		
【3. マンションの戸数】		
【総戸数】		戸
【住宅戸数】		戸
【非住宅戸数】		戸
【4. 主な構造】		
造		
【5. マンションの階数】		
(地上) 階		(地下) 階
【6. マンションの床面積】		
【延床面積】		m ²
【総専有床面積】		m ²
【7. マンションの竣工年月】		
年 月		
【8. 管理組合の形態】		
【9. マンションの管理形態】		
□全部委託 □一部委託 □自主管理		
【10. 備考】		

(注意)

1. 申請時点において記載すべき内容が確定していない場合は、予定されている内容を記載してください。
2. 【1. マンションの名称及び所在地】から【6. マンションの竣工年月】までの欄は、管理計画の認定の対象となる建物に係る情報を記載してください。
3. 【2. マンションの用途】及び【9. マンションの管理形態】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
4. 【8. 管理組合の形態】の欄は、次のいずれかを記載してください。

- (1) 単棟型 (住宅のみ)
 - (2) 単棟型 (複合用途型)
 - (3) 団地型 (区分所有法第 68 条の規約設定を行っている団地管理組合・住宅のみ)
 - (4) 団地型 (区分所有法第 68 条の規約設定を行っている団地管理組合・複合用途型)
 - (5) 団地型 (区分所有法第 68 条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・住宅のみ)
 - (6) 団地型 (区分所有法第 68 条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・複合用途型)
 - (7) その他
5. 複数の管理組合を設立する予定の場合は、【9. ペンションの管理形態】の欄は、全ての管理組合に係る情報を記載してください。

(第三面)

2. ペンションの修繕その他の管理の方法

【1. 長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日】
年 月 日
【2. 長期修繕計画の案の計画期間】
年
【3. 備考】

(注意)
長期修繕計画の案が複数あり、記載事項が異なる場合は、【1. 長期修繕計画の案の作成又は直近の変更の年月日】及び【2. 長期修繕計画の案の計画期間】までの欄には、それぞれの長期修繕計画の案ごとに記載してください。

(第四面)

3. ペンションの修繕その他の管理に係る資金計画

【1. 計画期間当初の修繕積立金の残高】	
【2. 計画期間全体における修繕積立金の徴収金額の総額】	
【3. 計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額】	
【4. 機械式駐車場設備の内容】	
機械式駐車場設備の有無	☐ 有 ☐ 無
機械式駐車場設備が有る場合の内訳	
【2段(ピット1段)昇降式】	台
【3段(ピット2段)昇降式】	台
【3段(ピット1段)昇降横行式】	台
【4段(ピット2段)昇降横行式】	台
【エレベーター方式・垂直循環方式】	台
【その他】	台
【5. 計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額】	
【6. 計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額】	
【7. 計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額】	
【最低額】	
【最高額】	
【8. 計画期間内に見込まれる修繕工事費の総額】	
【9. 管理費と修繕積立金の区分経理の有無】 ☐ 有 ☐ 無	
【10. 備考】	

(注意)
1. 申請時点において記載すべき内容が確定していない場合は、予定されている

内容を記載してください。

2. 【3. 計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額】の欄は、計画期間全体における専用使用料等（駐車場使用料等の特定の区分所有者がマンションの共用部分の一部を専用使用するために納入する料金をいう。）から修繕積立金会計へ納入される額の総額を記載してください。
3. 【4. 機械式駐車場設備の内容】及び【9. 管理費と修繕積立金の区分経理の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
4. 【4. 機械式駐車場設備の内容】の欄において、【その他】に記載した場合は、【10. 備考】に機械式駐車場の機種を記載してください。
5. 【5. 計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額】及び【6. 計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額】の欄は、以下の計算式により算出した額を記載してください。

計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額

$$= (A + B + C) \div X \div Y$$

計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額

$$= B \div X \div Y$$

- A：計画期間当初の修繕積立金の残高（円）
B：計画期間全体における修繕積立金の徴収金額の総額（円）
C：計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額（円）
X：マンションの総専有床面積（㎡）
Y：長期修繕計画の計画期間（ヶ月）

6. 【7. 計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額】の欄の【最低額】及び【最高額】は、「計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額又は最高額÷マンションの総専有床面積」で算出した額を記載してください。

4. マンションの管理組合の管理者等へのマンションの管理の適切かつ円滑な
引継ぎに関する事項

【1. 引継ぎを適切かつ円滑に行うための具体的な方法等】
【2. 上記を実施する者の氏名又は名称等】 【実施する者の氏名又は名称】 【実施する者の住所又は主たる事務所の所在地】 【実施する者の連絡先】
【3. 人の居住の用に供する独立部分の引渡しの日のうち最も早い日】 年 月 日

(注意)

- 1. 申請時点において記載すべき内容が確定していない場合は、予定されている
内容を記載してください。
- 2. 【2. 上記を実施する者の氏名又は名称等】の欄は、【1. 引継ぎを適切かつ
円滑に行うための具体的な方法等】の欄に記載した事項を申請者以外の者が
実施する場合に記載してください。

5. その他

【1. 申請に係るマンションの防災に関する方針】 【当該方針を記載した書類の有無】 ☐ 有 ☐ 無 【当該方針のマンションの区分所有者等への周知の有無】 ☐ 有 ☐ 無 【当該方針の周知の方法】 【2. 都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】 【3. 認定を受けた際の公表の可否】 ☐ 可 ☐ 否
--

(注意)

1. 申請時点において記載すべき内容が確定していない場合は、予定されている内容を記載してください。
2. 【1. 申請に係るマンションの防災に関する方針】及び【3. 認定を受けた際の公表の可否】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
3. 【2. 都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】の欄は、申請に係るマンションが所在する都道府県等において都道府県等マンション管理適正化指針が定められている場合に、当該指針に応じて必要な事項を記載してください。

別記様式第一号の六 (第一条の十四関係) (日本産業規格A列4番)

認定更新通知書

(略)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の18第2項において準用する同法第5条の15第1項の規定に基づき認定の更新の申請があった管理計画について、同法第5条の18第2項において準用する同法第5条の16の規定に基づき認定しましたので、同法第5条の18第2項において準用する同法第5条の17の規定に基づき通知します。
--

1. ～ 3. (略)

4. 更新後の認定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

5. 備考

別記様式第一号の四 (第一条の十四関係) (日本産業規格A列4番)

認定更新通知書

(略)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の16第2項において準用する同法第5条の13第1項の規定に基づき認定の更新の申請があった管理計画について、同法第5条の16第2項において準用する同法第5条の14の規定に基づき認定しましたので、同法第5条の16第2項において準用する同法第5条の15の規定に基づき通知します。
--

1. ～ 3. (略)

(新設)

4. 備考

別記様式第一号の七（第一条の十六関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

変更認定申請書

（略）

申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称及び 法人にあっては、その代表者の氏名 申請者の連絡先

ベンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 19 第 1 項の規定に基づき、管理計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

（略）

（注意）

1. 複数の管理者等が置かれている場合、【申請者の住所又は主たる事務所の所在地】及び【申請者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名】の欄は、代表者 1 名分を記載してください。
申請者が管理会社等の法人である場合には、その法人の代表者の氏名を併せて記載してください。なお、当該ベンシヨンの管理組合法人の理事が申請者である場合は、当該組合法人の名称は不要です。
2. 本申請書には、ベンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 1 条の 8 第 1 項各号に掲げる書類又は第 2 項各号に掲げる書類のうち、変更に係るものを添付してください。

別記様式第一号の八（第一条の十六関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

別記様式第一号の五（第一条の十六関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

変更認定申請書

（略）

申請者（管理者等）の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者（管理者等）の氏名又は 名称及び法人にあっては、その 代表者の氏名 申請者（管理者等）の連絡先

ベンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 17 第 1 項の規定に基づき、管理計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

（略）

（注意）

1. 複数の管理者等が置かれている場合、【申請者（管理者等）の住所又は主たる事務所の所在地】及び【申請者（管理者等）の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名】の欄は、代表者 1 名分を記載してください。
申請者が管理会社等の法人である場合には、その法人の代表者の氏名を併せて記載してください。なお、当該ベンシヨンの管理組合法人の理事が申請者である場合は、当該組合法人の名称は不要です。
2. 本申請書には、ベンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 1 条の 8 第 1 項に規定する添付書類のうち、変更に係るものを添付してください。

（新設）

(第一面)

変 更 認 定 申 請 書

年 月 日

(計画作成都道府県知事等)

殿

申請者 (分譲事業者) の
主たる事務所の所在地
申請者 (分譲事業者) の
名称及び代表者の氏名
申請者 (分譲事業者) の連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の19第1項の規定に基づき、同法第5条の20第1項の規定による管理計画の変更の認定を申請します。
この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

- 1. 変更の認定を申請する管理計画の認定コード
- 2. 変更の認定を申請する管理計画の認定年月日
年 月 日
- 3. マンションの名称
- 4. マンションの所在地

(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄		認 定 コ ー ド 欄		決 裁 欄
年	月 日	年 月 日		
第	号			
係員氏名		係員氏名		

(注意)

本申請書には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の16第2項各号に掲げる書類を添付してください。

【1. マンションの名称及び所在地】

【所在地】

☐住宅 ☐住宅及び非住宅

戸数【総戸数】

戸

【5. マジションの階数】

【6. マンションの床面積】

【總專有床面積】 m^2

年 月

【管理者等の氏名又は名称】

【管理者等の住所又は主たる事務所の所在地】

【管理者等の連絡先】

【11. マジジョンの管理形態】

【12. 管理事務の委託先の情報】

【委託先の住所又は主たる事務所の所在地】
【13. 備考】

(注意)

1. 【1. マンションの名称及び所在地】から【7. マンションの竣工年月】までの欄は、管理計画の認定の対象となる建物に係る情報を記載してください。

2. 【2. マンションの用途】及び【11. マンションの管理形態】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

3. 【8. 管理組合の形態】の欄は、次のいずれかを記載してください。

(1) 単棟型 (住宅のみ)

(2) 単棟型 (複合用途型)

(3) 団地型 (区分所有法第68条の規約設定を行っている団地管理組合・住宅のみ)

(4) 団地型 (区分所有法第68条の規約設定を行っている団地管理組合・複合用途型)

(5) 団地型 (区分所有法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合・棟管理組合・住宅のみ)

(6) 団地型 (区分所有法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・複合用途型)

(7) その他

4. 複数の管理組合が共同で申請する場合、【9. 管理組合の名称】から【12. 管理事務の委託先の情報】までの欄は、全ての管理組合に係る情報を記載してください。

5. 複数の管理者等が置かれている場合には、【10. 管理者等の氏名又は名称等】の欄は、代表者1名分を記載してください。代表者以外の管理者等については、第七面に管理者等全員の住所又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名並びに連絡先を記載してください。

6. 【12. 管理事務の委託先の情報】の欄は、【11. マンションの管理形態】の欄で「全部委託」又は「一部委託」を選んだ場合のみ記載してください。

(第三面)

2. ペンションの修繕その他の管理の方法

【1. 長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日】
年 月 日
【2. 長期修繕計画の計画期間の開始日】
年 月 日
【3. 長期修繕計画の計画期間】
年
【4. 備考】

(注意)

長期修繕計画が複数あり、記載事項が異なる場合は、【1. 長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日】から【3. 長期修繕計画の計画期間】までの欄には、それぞれの長期修繕計画ごとに記載してください。

(第四面)

3. ヤンションの修繕その他の管理に係る資金計画

【1. 計画期間当初の修繕積立金の残高】	
【2. 計画期間全体における修繕積立金の徴収金額の総額】	
【3. 計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額】	
【4. 機械式駐車場設備の内容】	
機械式駐車場設備の有無	☐ 有 ☐ 無
機械式駐車場設備が有る場合の内訳	
【2段(ピット1段)昇降式】	台
【3段(ピット2段)昇降式】	台
【3段(ピット1段)昇降横行式】	台
【4段(ピット2段)昇降横行式】	台
【エレベーター方式・垂直循環方式】	台
【その他】	台
【5. 計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額】	
【6. 計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額】	
【7. 計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額】	
【最低額】	
【最高額】	
【8. 計画期間内に見込まれる修繕工事費の総額】	
【9. 現在の借入金の有無】 ☐ 有 ☐ 無	
※借入金がある場合には、その完済予定年月 (年 月)	
【10. 直前の事業年度において予定していた修繕積立金の徴収金額の総額】	
【11. 直前の事業年度における修繕積立金の3ヶ月分以上の滞納額及び滞納率】	

【滞納額】
【滞納率】
【12. 管理費と修繕積立金の区分経理の有無】 ☐ 有 ☐ 無
【13. 備考】

(注意)

1. 【3. 計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額】の欄は、計画期間全体における専用使用料等（駐車場使用料等の特定の区分所有者がマンションの共用部分の一部を専用使用するために納入する料金をいう。）から修繕積立金会計へ納入される額の総額を記載してください。
2. 【4. 機械式駐車場設備の内容】、【9. 現在の借入金の有無】及び【12. 管理費と修繕積立金の区分経理の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れるとともに、【9. 現在の借入金の有無】の欄について、「有」を選んだ場合は、借入金の完済の予定年月を記載してください。複数の借入金がある場合には、完済の予定年月が最も遅いものを記載してください。
3. 【4. 機械式駐車場設備の内容】の欄において、【その他】に記載した場合は、【13. 備考】に機械式駐車場の機種を記載してください。
4. 【5. 計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額】及び【6. 計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額】の欄は、以下の計算式により算出した額を記載してください。

計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額

$$= (A + B + C) \div X \div Y$$

計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額

$$= B \div X \div Y$$

- A：計画期間当初の修繕積立金の残高（円）
B：計画期間全体における修繕積立金の徴収金額の総額（円）
C：計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額（円）
X：マンションの総専有床面積（㎡）
Y：長期修繕計画の計画期間（ヶ月）

5. 【7. 計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額】の欄の【最低額】及び【最高額】は、「計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額又は最高額÷マンションの総専有床面積」で算出した額を記載してください。

6.【10.直前の事業年度において予定していた修繕積立金の徴収金額の総額】及び【11.直前の事業年度における修繕積立金の3ヶ月分以上の滞納額及び滞納率】の欄は、該当する事業年度がない場合には記載は不要です。

7.【11.直前の事業年度における修繕積立金の3ヶ月分以上の滞納額及び滞納率】の欄の【滞納率】は、「直前の事業年度における修繕積立金の3ヶ月分以上の滞納額÷直前の事業年度において予定していた修繕積立金の徴収金額の総額」で算出した額を記載してください。

4. マンションの管理組合の運営状況

【1. 監事の氏名又は名称及び理事又は使用人との兼任の有無】 【監事の氏名又は名称】 【理事又は使用人との兼任の有無】 【2. 直近の集会が開かれた年月日】 年 月 日
【3. 区分所有者名簿の有無及び年1回以上の内容の更新の有無】 【区分所有者名簿の有無】 【年1回以上の内容の更新の有無】
【4. 居住者名簿の有無及び年1回以上の内容の更新の有無】 【居住者名簿の有無】 【年1回以上の内容の更新の有無】
【5. 管理規約への「マンションの管理のため必要となる、管理者等のマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）により特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入り及び保存行為の実施に関する事項」の記載の有無】 【6. 管理規約への「マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保存に関する事項」の記載の有無】
【7. 管理規約への「管理者等及び監事の選任及び解任に関する事項」の記載の有無】 【8. 管理規約への「管理者等及び監事の任期」の記載の有無及びその任期】 【管理者等の任期】 【監事の任期】
【9. 管理規約への「管理組合と管理者等及び監事（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあつては、その定めるところにより選任された管理組合の役員）との利益が相反する取引に関する事項」の記載の有無】 【10. 管理規約への「区分所有法第三十四条第三項の規定による集会の招集の請求に関する事項」の記載の有無】 【11. 管理規約への「集会において決議すべき事項」の記載の有無】
【12. 管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載の有無】 【13. 備考】

(注意)

1. 【1. 監事の氏名又は名称及び理事又は使用人との兼任の有無】の欄及び【3. 区分所有者名簿の有無及び年1回以上の内容の更新の有無】から【1 2. 管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載の有無】までの欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
2. 【1. 監事の氏名又は名称及び理事又は使用人との兼任の有無】の【理事又は使用人との兼任の有無】の欄は、申請に係る管理組合が管理組合法人である場合に記載してください。

(第六面)

5. その他

【1. 申請に係るマンションの防災に関する方針】
【当該方針を記載した書類の有無】 ☐ 有 ☐ 無
【当該方針のマンションの区分所有者等への周知の有無】 ☐ 有 ☐ 無
【当該方針の周知の方法】
【2. 都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】
【3. 認定を受けた際の公表の可否】 ☐ 可 ☐ 否

(注意)

1. 【1. 申請に係るマンションの防災に関する方針】及び【3. 認定を受けた際の公表の可否】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
2. 【2. 都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】の欄は、申請に係るマンションが所在する都道府県等において都道府県等マンション管理適正化指針が定められている場合に、当該指針に応じて必要な事項を記載してください。

6. 代表者以外の管理者等

--

別記様式第一号の九（第一条の十七関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

変 更 認 定 通 知 書

（略）

ペンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 19 第 1 項の規定に基づき変更の認定の申請があつた管理計画について、同条第 2 項において準用する同法第 5 条の 16 の規定に基づき認定しましたので、同法第 5 条の 19 第 2 項において準用する同法第 5 条の 17 の規定に基づき通知します。

（略）

（削る）

別記様式第一号の六（第一条の十七関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

変 更 認 定 通 知 書

（略）

ペンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 17 第 1 項の規定に基づき変更の認定の申請があつた管理計画について、同条第 2 項において準用する同法第 5 条の 14 の規定に基づき認定しましたので、同法第 5 条の 17 第 2 項において準用する同法第 5 条の 15 の規定に基づき通知します。

（略）

別記様式第一号の七（第六条関係）

ペンション管理士試験受験申込書

収 入 印 紙
(消印しないこと。)

フリガナ							※ 整理番号						
氏 名	(姓)		(名)										
生 年 月 日	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和				年			月			日	性別	☐ 男 ☐ 女
郵便番号													
フリガナ													
住 所													
電 話 番 号													
希望試験地													
試験一部免除の有無	☐ 有		☐ 無										

私は、ペンション管理士試験を受けたいので、ペンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第6条の規定により申し込みます。

年 月 日
国 土 交 通 大 臣 殿
指定試験機関代表者
氏名

- 備考 1 ☐のある欄は該当する□の中にレ印を付けること。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。
- 3 指定試験期間に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙を貼らないこと。

ペンション管理士試験受験申込書															
収入印紙 (消印しないこと。)															
フリガナ		(姓)						(名)			※ 整理番号				
氏 名															
生 年 月 日		☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和						年		月		日		性別	☐ 男 ☐ 女
郵便番号						-									
フリガナ															
住 所															
電 話 番 号															
希望試験地															
試験一部免除の有無		☐ 有 ☐ 無													

私は、ペンション管理士試験を受けたいので、ペンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第6条の規定により申し込みます。

年 月 日

国土交通大臣
指定試験機関代表者

氏名

- 備考
- 1 ☐のある欄は該当する□の中にし印を付けること。
 - 2 ※印欄には、記入しないこと。
 - 3 指定試験期間に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙を貼らないこと。

(A4)

ペンション管理士登録申請書															※ 整理番号	
フリガナ氏名		(姓)		(名)												
生	年	月	日	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和		年	月	日	性別	☐ 男 ☐ 女						
郵便番号																
フリガナ																
現住所																
電話番号																
ペンション管理士試験 ☐ 平成 ☐ 令和 に合格した年月日																
合格証書番号																
私は、ペンション管理士の登録を受けたいので、ペンションの管理の適正化に関する法律施行規則第25条第1項の規定により申請します。																
年 月 日 国土交通大臣 指定登録機関代表者 殿																
氏名																
収入印紙 (消印しないこと。)																
又は領収書を貼ること。																

備考 1～4 (略)

別記様式第五号 (第二十六条関係)

(A4)

ペンション管理士登録申請書															※ 整理番号	
フリガナ氏名		(姓)		(名)												
生	年	月	日	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和		年	月	日	性別	☐ 男 ☐ 女						
郵便番号																
フリガナ																
現住所																
フリガナ																
本 (日本) の国籍を有しない者は、その者の有する国籍																
電話番号																
ペンション管理士試験 ☐ 平成 ☐ 令和 に合格した年月日																
合格証書番号																
私は、ペンション管理士の登録を受けたいので、ペンションの管理の適正化に関する法律施行規則第25条第1項の規定により申請します。																
年 月 日 国土交通大臣 指定登録機関代表者 殿																
氏名																
収入印紙 (消印しないこと。)																
又は領収書を貼ること。																

備考 1～4 (略)

別記様式第五号 (第二十六条関係)

(略)

ペンション管理士登録簿

(略)

(1)～(3) (略)

(4) 性別

(5)～(8) (略)

別記様式第六号 (第二十七条関係)

(略)

ペンション管理士登録簿

(略)

(1)～(3) (略)

(4) 本籍

(5)～(8) (略)

性別

別記様式第六号 (第二十七条関係)

(A4)

マシソン管理士登録証

氏 名

(年 月 日生)

住 所

性 別

試験の合格年月日

合格証書番号

登 録 番 号

登 録 年 月 日

国 土 交 通 大 臣
指定登録機関代表者



発行番号 第 号

(A4)

マシソン管理士登録証

氏 名

(年 月 日生)

住 所

本 籍

性 別

試験の合格年月日

合格証書番号

登 録 番 号

登 録 年 月 日

国 土 交 通 大 臣
指定登録機関代表者



発行番号 第 号

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(長期優良住宅建築等計画等の認定の申請) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 法第五条第五項又は第七項の規定による認定の申請をしようとする者のうち、法第六条第八項の規定の適用を受けようとする者は、第一項の申請書の正本及び副本並びに添付図書にマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号)第一条の十二に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号。第五条の二において「マンション管理適正化法」という。)第五条の二十第一項に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添えて、所管行政庁に提出するものとする。 (維持保全に関する基準) 第五条の二 法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容がマンション管理適正化法第五条の二十第一項に規定する認定管理計画に定められていることとする。 第一号の二様式(第二条関係) (日本産業規格A列4番)	(長期優良住宅建築等計画等の認定の申請) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 法第五条第五項又は第七項の規定による認定の申請をしようとする者のうち、法第六条第八項の規定の適用を受けようとする者は、第一項の申請書の正本及び副本並びに添付図書にマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号)第一条の十二に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号。第五条の二において「マンション管理適正化法」という。)第五条の十八に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添えて、所管行政庁に提出するものとする。 (維持保全に関する基準) 第五条の二 法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容がマンション管理適正化法第五条の十八に規定する認定管理計画に定められていることとする。 第一号の二様式(第二条関係) (日本産業規格A列4番)

(略)
(第二面)
長期優良住宅建築等計画
1. 建築しようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】～【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】 (略)
【12. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の20第1項に規定する認定管理計画の有無】 □無 □有

(注意)

(附る)

1. ～3. (略)

4. 【12. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の20第1項に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の12に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の20第1項に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合には「有」に、添付しないで申請する場合には「無」に「√」マークを入れてください。

5. (略)

(略)

第一号の三様式（第二条関係）（日本産業規格A列4番）

(略)

(第二面)

長期優良住宅維持保全計画

1. 維持保全をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】～【10. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】 (略)
【11. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の20第1項に規定する認定管理計画の有無】 □無 □有

(注意)

1. ～3. (略)

4. 【11. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の20第1項に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の12に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の20第1項に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合には「有」に、添付しないで申請する場合には「無」に「√」マークを入れてください。

(略)

(略)
(第二面)
長期優良住宅建築等計画
1. 建築しようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】～【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】 (略)
【12. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の18に規定する認定管理計画の有無】 □無 □有

(注意)

1. 【6. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「√」マークを入れてください。

2. ～4. (略)

5. 【12. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の18に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の12に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の18に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合には「有」に、添付しないで申請する場合には「無」に「√」マークを入れてください。

6. (略)

(略)

第一号の三様式（第二条関係）（日本産業規格A列4番）

(略)

(第二面)

長期優良住宅維持保全計画

1. 維持保全をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】～【10. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】 (略)
【11. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の18に規定する認定管理計画の有無】 □無 □有

(注意)

1. ～3. (略)

4. 【11. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の18に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の12に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の18に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合には「有」に、添付しないで申請する場合には「無」に「√」マークを入れてください。

(略)

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

（経過措置）

- 2 次に掲げる認定の申請であつて、この省令の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

- 一 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた改正法第六条の規定による改正前のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「旧適正化法」という。）第五条の十三第一項（旧適正化法第五条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定又は認定の更新の申請

- 二 施行日前にされた旧適正化法第五条の十七第一項の規定による変更の認定の申請

- 3 施行日前に旧適正化法第五条の十四の認定（施行日以後に前項第一号の規定によりなお従前の例によりされた認定を含む。）を受けた管理計画認定マンションに関する改正法第六条の規定による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の十九第一項の変更の認定について

は、なお従前の例による。